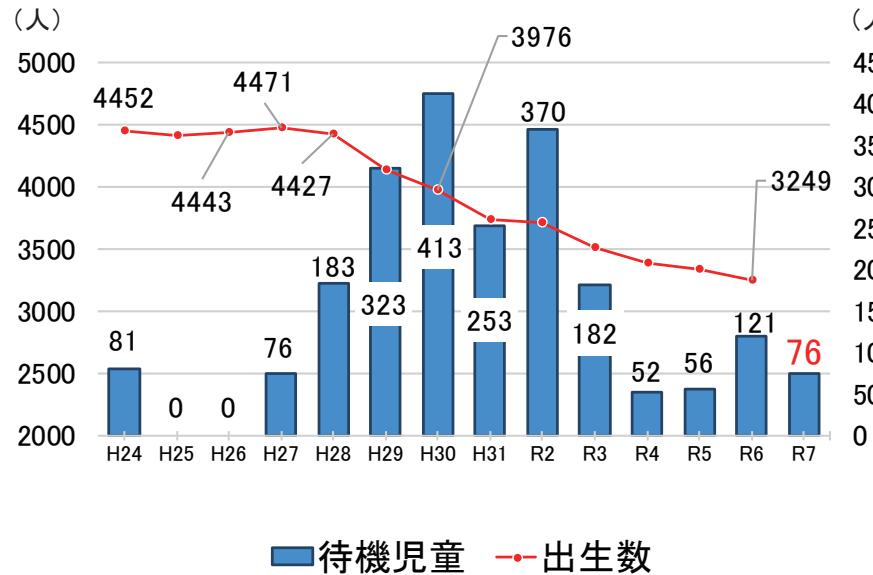
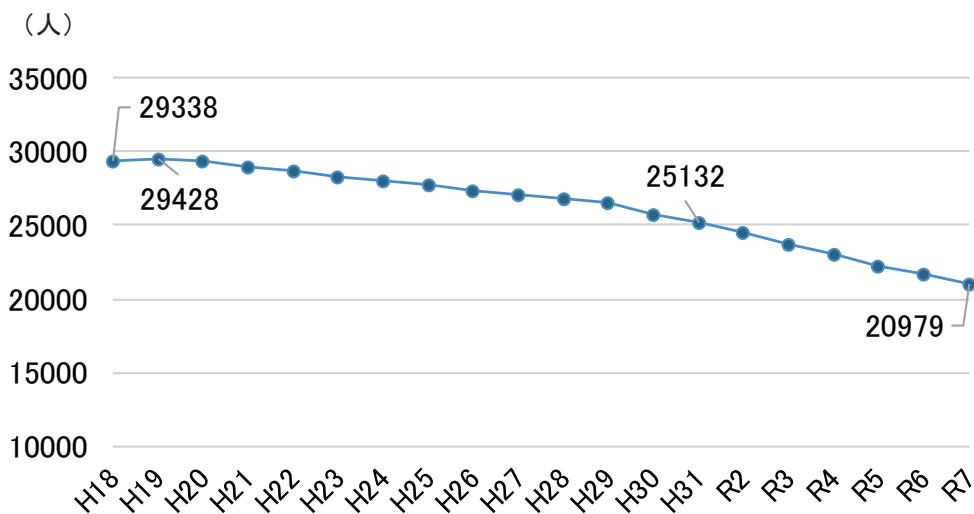


■図1：保育所待機児童と出生数の推移



■図2：0歳～6歳人数の推移（各年3月末）



## 【令和7年3月 川村議員の一般質問に対する局長答弁（抜粋）】

Q: 公立認定こども園で「1号認定児童の3年保育」を実施する必要性は？

A: (中略) なお、令和6年10月に文部科学省から公表された今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会の報告書では、**公立幼稚園や公立認定こども園が幼児教育の拠点施設としての役割などを果たせるよう、3年保育や預かり保育などを検討する必要があると記載されており、本市の方向性に合致すると考えております。**

### 「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告」(該当箇所の抜粋)

○具体的には、公立幼稚園は、地域の幼児教育の質向上に向けて、①幼児教育の拠点園として、地域の子供の実態に基づく実践研究を実施するとともに、他の幼児教育施設等に開いた研修や公開保育等を通じて、地域に幼稚園教育要領の趣旨やこれに基づく実践を浸透させる**役割**、②小学校以降との円滑な接続を図るため、域内の小学校（タテ）と幼児教育施設等（ヨコ）をつなぐ結節点となり、架け橋期のカリキュラムの編成・実施・改善を主導する**役割**、③障害のある幼児や外国籍等の幼児を含む全ての幼児に質の高い幼児教育の機会を保障する**役割**、④域内の他の幼児教育施設や地方自治体との人事交流を通じて地域の幼児教育を担う人材、ひいては幼児教育を担当する指導主事や幼児教育アドバイザーとして活躍する人材を輩出する**役割**、⑤幼児教育の重要性や幼児期の発達の特性を踏まえた日々の教育活動について、地域に発信する**役割**などを果たしていくことが重要である。

○地方自治体は、このような地域における公立幼稚園の役割を踏まえ、域内において公立幼稚園が果たすべき役割を明確化するとともに、その役割を果たせるよう、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、**公立幼稚園における3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行などについて検討**することが必要である。なお、既に公立幼稚園がない地方自治体においては、**公立の認定こども園や保育所等が地域の幼児教育の拠点園となり、地域の幼児教育の質向上に向けて、前述のような役割を果たしていくことが重要である。**